

◆第43号議案 箕面市生涯学習センター条例改正の件

無所属の中西智子です。通告外ですが、第43号議案 箕面市生涯学習センター条例改正の件について、討論に参加させていただきます。若干、重なる部分もありますが簡潔に述べます。

公の施設の管理運営で何より大切なことは、「市民サービスが向上し、住民の満足度を高めることと、適切な経費でサービスを継続していくこと」にあると考えます。また指定管理者制度の導入による効率化の追求の一方で、官制ワーキングプアを招いてはならない、という点です。

私は指定管理者制度を全否定するつもりはありませんが、公の施設の目的に沿って、導入の可否を見極めるべきだと考えます。

文教常任委員会における質疑では、生涯学習センターの管理運営について、2015年度から現在のメイプル文化財団への委託を徐々に拡大していった経緯についての説明があり、委託によって、滞りなく業務を実施し、概ね9割の利用者が接客対応に満足している、とのことでした。

しかし、利用料金制による指定管理者制度を導入することによって、今後さらにどのような市民サービスの向上が図れるのか、については「基本的には、同等のサービスは少なくとも保てる」という程度のものであり、自主事業などの指定管理者からの提案を期待する、といった答弁でした。

また、指定管理者制度の導入によって懸念される「働きかた」の課題について、基本的に市の職員と同等の仕事を担当するのであれば、指定管理者の人件費も職員と同じであるべきだと考えます。この件については、市は国のガイドラインが示された上で考えていくというような見解でした。さらに、「募集要項や要求水準書などには必要な人員配置が行われることなどを盛り込む」との答弁をいただきました。

以上の質疑をふまえて、委員会では、あえて反対はしませんでした。委員会後の調査の中で、生涯学習センターの管理・運営に対する市民からの要望として、備品関連や、倉庫・駐車場料金が低いことへの改善要望、予約に関わる課題など多岐にわたる声があることを知りました。

このような状況のなかで指定管理者制度に移行させることが、サービスの向上につながるとは言いがたいのではないかと考えます。メイプル文化財団に管理・運営が担えない、ということではなく、今以上に市が効率化を求めるならば、サービスの向上策は望めないであろうし、あるいは、指定管理者に負担を強いることになってしまうことを懸念します。

さらに、生涯学習施設においては、管理・運営者は、さまざまな市民活動や社会教育分野における市民ニーズについて、肌感覚で触れることができます。市職員がこのように市民と直接かかわる機会を無くしてしまうことは、少子高齢化で、いっそう市民協働が求められる時代において、大きな損失となってしまいます。以上のことから、指定管理者制度への移行はデメリットがあるため、本議案には反対であることを表明し、討論いたします。